

# 情報公開と個人情報保護

## 平成26年度実施状況報告

### 情報公開制度

情報公開制度は、区が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで、皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた区政運営を保障していくための制度で、次の3つの制度があります。

- 開示請求制度  
江東区情報公開条例に基づく開示請求権に対する義務的なもの
- 情報提供制度  
条例上の請求とは異なり、申出を受けて区が任意に情報を提供するもの
- 情報公表制度  
請求や申出を前提とせず、区が義務的に情報を公表するもの

### 情報公開の実施状況

平成26年度の公文書の開示請求(申出)件数は、延べ5,880件でした。このうち開示請求(義務的開示)によるものが1,999件、残り5,681件は情報提供申出(任意的公開)によるものです。

開示請求(義務的開示)の実施機関別内訳は、区長の事務に関するものが158件で、そのうち都市整備部または土木部が保有する土木・建設関係文書について開示を求めたものが計1,000件と最も多くなっています。

平成26年度情報公開個人情報保護制度の実施状況 平成27年3月31日現在

区分	請求件数	開示可否の決定件数					計	取下げ
		開示	一部開示	非開示				
				A	B			
公文書開示請求(義務的開示)	199	102	86	0	11	199	0	
情報提供(任意開示)	5,681	5,681	-	-	-	5,681	-	
情報公開件数合計	5,880	5,783	86	0	11	5,880	0	
自己情報開示等請求	129	68	33	2	25	128	1	

(注)非開示のA欄は、実施機関が対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による非開示、および存否応答拒否の件数。非開示のB欄は、文書不存在による非開示件数。

### 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、区民の皆さんに、区が保有する自分の情報の開示、訂正、削除および利用停止を請求する権利を保障し、一方、区には、個人情報を

適正に取り扱うため、次のようなルールを義務付けるものです。○利用目的を明確にした個人情報の適正な収集

○個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故防止のための必要な措置

○目的外利用や外部提供の原則禁止  
○個人情報に関する業務登録とファイル登録  
○個人情報に係る業務処理を外部へ委託する場合等の外部委員による意見聴取  
○職員や受託業務従事者等への罰則適用

### 自己情報開示等請求の実施状況

自己情報の開示請求件数は128件あり、主なものは、福祉部の保有する介護保険認定関係書類等が46件、その他区民部が保有する印鑑登録、住民票、戸籍、税証明関係書類等が58件でした。

自己情報の訂正請求件数は1

## 8月から介護保険サービスの利用者負担が1割から2割に変更

これまで介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、8月からは、所得が一定以上ある65歳以上の方の利用者負担は2割に変更となります。

利用者負担が2割となるのは、一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、

### 情報公開コーナー

これらの請求・決定状況の詳細は、区役所2階こうとう情報ステーション内「情報公開コーナー」で閲覧できます。同コーナーでは、区の長期計画その他重要な基本計画、予算書、決算書、区議会基本議案録、入札経過調査等の区政資料が閲覧できるほか、複写機(有料)と閲覧用のパソコン(無料)を設置しています。

### 情報公開・個人情報保護窓口

各制度の利用請求の受付は、情報公開個人情報保護窓口のほか、各課でも行っています。お気軽にご相談ください。

☎(3647)4022

## 介護の仕事に興味がある方へ

求められる人材像・やりがい学ぶ研修 受講生集

これからの超高齢社会に向けて、介護人材の確保が求められています。そこで、今後、介護業界で働くことを検討している

が、介護業界での就労経験がない方を対象に、介護業界の将来性、求められる人材像についての講義や、介護技術の体験、介護現場の見学等を通して、介護のやりがいや楽しさを学ぶ研修を実施します。

修了後は、介護事業所への就労サポートや、介護関連資格取得

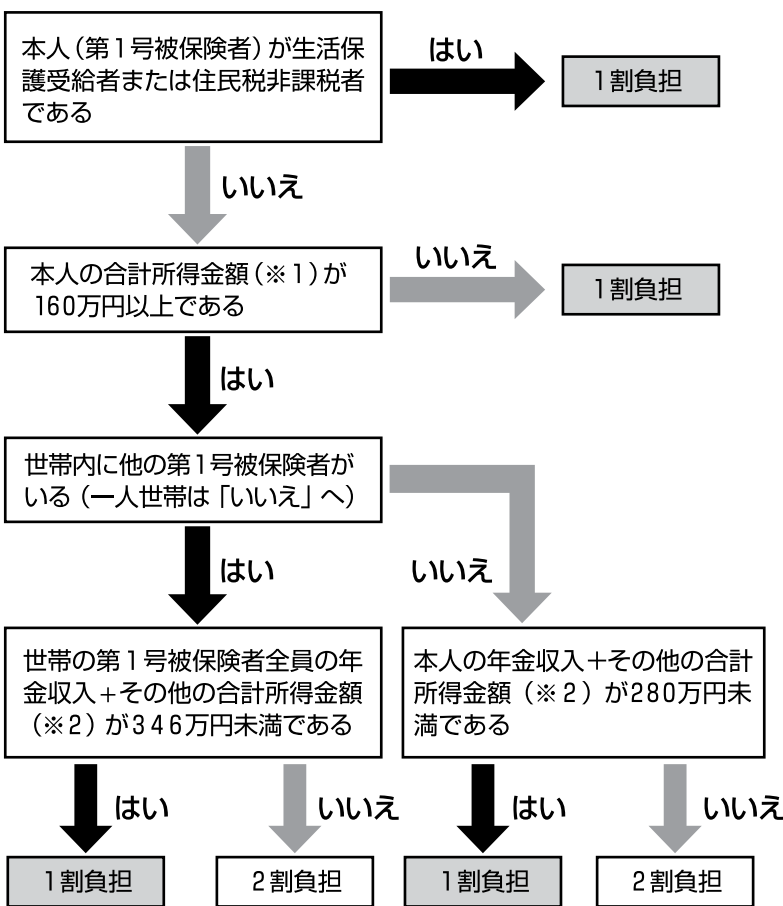
得研修の案内等を行います。介護の仕事に興味や関心のある方ぜひ一歩を踏み出してみてください。

【時】8月29日(土)・30日(日)、9月5日(土)・6日(日)午前10時~午後4時(全4回)【場】8月29日、9月5日は高齢者総合福祉センター第1研修室(東陽6-2-17)、8月30日、9月6日は(株)日本教育クリエイティブ三幸福祉カレッジ教室(墨田区錦糸2-5-11)【入介

護事業所への就業に興味や関心のある方20人(申込順)【費】無料(見学施設までの交通費は自己負担)【因】介護の基礎知識(介護保険のしくみ等)、基礎介護技術のデモンストレーション(移動介助等)、施設見学会、介護職員による講話、キャリアコンサルタントによる個別相談

【申】8月21日(金)午後5時から7月27日(月)午前9時から電話で(株)日本教育クリエイティブ三幸福祉カレッジへ【問】福祉課指導担当 ☎(3343)2916 ☎(3647)4961 FAX(3647)9186

### 介護保険サービス利用 負担割合の判別フロー



※1 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、土地建物等の譲渡所得がある場合には特別控除前の金額、繰越損失がある場合には繰越控除前の金額をいいます。  
※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金所得を除いた額です。  
★「第1号被保険者」とは、65歳以上の方です。40歳以上64歳以下の医療保険加入者は、第2号被保険者になります。第2号被保険者の負担割合は一律1割負担です。

